

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	JP労組
方 針 決 定 日	2023年2月9日
要 求 提 出 日	2023年2月中旬
回 答 指 定 日	2023年3月中旬

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	<p>・23春闘は、エネルギー価格の高騰、物価高および人財確保難への対応等、取り巻く環境が激変する中で「人への投資」をどのように見出していくのか等、社会的にも重要な位置づけにある。連合方針に基づき、将来を見据えて組合員の生活を守っていくことを第一義に23春闘に取り組む。</p>
II. 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化 ・賃金水準闘争を強化していくための取り組み ・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化 ・集団的労使関係の輪を広げる取り組み
III-1.賃金要求	<p>■月例賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 <ul style="list-style-type: none"> ・正社員の一部において、「最低到達水準」に達していない状況にあることから、是正を求めていく。 ○「賃金カープ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 <ul style="list-style-type: none"> ・連合方針に基づき、正社員トータル5%水準の賃金引上げ(定期昇給分含む)の確保をめざし、それを一般職全体と地域基幹職等も含め初任賃金および若年層の賃金改善に充当するよう求めていく。 ○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態間格差の是正 <ul style="list-style-type: none"> ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入 <p>■男女間賃金格差の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当 <p>■初任給等の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結 <p>■一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応 <p>・物価高等により生活実感が苦しくなっていることから年収を守る方策が必要との認識。賃金の引上げを求めていく中で、一時金水準についてもこだわりをもって交渉を開する。</p> <p>・月給制・時給制契約社員の賃金改善は、賃金改善に係る財源をもって、正社員登用を希望する時給制契約社員等(フルタイム勤務)の正社員化の拡大を求めていく。</p>

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	・所定労働時間を7時間45分とするように求めていく。なお、「勤務時間に関するガイドラインへの対応」の整理をふまえ、職場での休息時間の運用実態等をふまえて要求交渉を展開していく。
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	・中高年層となっても意欲と希望をもって働き続けられるよう、リスクリング等での「学び直し」による人材開発(人への投資)を求めるとともに、体力やライフプランにあわせて働き方の検討ができるように環境の整備をはかる等、具体的な検討を求めていく。
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	・70歳までの就業機会の確保に向けて、65歳以降も就業を希望する社員が継続して勤務できるよう、制度化を求めていく。
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	・多様な働き方や育児・介護等に係る各種制度の運用状況を検証するとともに、男性の育児休業取得率を高めることや、女性活躍の視点でのキャリアアップに向けた環境整備等、安心して働くことができる制度の拡充等を求めていく。
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	